

麻薬中毒者等の取扱等の要領について（例規）

〔最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

警察官の麻薬中毒者又はその疑いのある者についての都道府県知事に対する通報、入院措置手続上の調査協力等に関する「麻薬中毒者の取扱いに関する覚書」の運用の留置事項等、必要な事項を定めたものです。